

## IASB Update

### 2019年11月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2019 年 11 月 19 日（火）から 20 日（水）までロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [基本財務諸表](#)
- [SMEs である子会社](#)
- [開示に関する取組み](#)
- [IFRS 第 3 号の概念フレームワークへの参照](#)
- [経営者による説明](#)
- [IFRS 第 17 号「保険契約」の修正](#)
- [適用に関する事項](#)

### 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は 2019 年 11 月 19 日に会合し、純損益計算書において、不可分な関連会社及び共同支配企業に対する投資からの収益及び費用のうち、当該投資からの純損益に対する持分以外のものについてどのように分類することを企業に要求すべきかについて議論した。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- 不可分な関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を、純損益計算書の不可分な関連会社及び共同支配企業の区分に分類することを企業に要求する。
- 不可分な関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用には、不可分な関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分のほか、次のものが含まれる旨を定める。
  - 不可分な関連会社及び共同支配企業に関する減損損失及び減損損失の戻入れ
  - 不可分な関連会社及び共同支配企業の処分に係る利得又は損失

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

#### 今後のステップ

スタッフは引き続き公開草案を作成する。

#### 関連情報

今後の IASB 会議：

2019 年 12 月 9—12 日

2020 年 1 月 27—31 日

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去の IASB Update はこちら](#)

[要約のポッドキャスト](#)

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

[プロジェクト作業計画](#)

プロジェクト作業計画は[こちら](#)

## SMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）

審議会は 2019 年 11 月 19 日に会合し、2019 年 9 月の会議で生じた 2 つの問題について議論した。

- a. SMEs である子会社に関するプロジェクトからの作成者にとっての潜在的な便益
- b. 本プロジェクトの範囲

審議会は、本プロジェクトが作成者にどのように便益を与える可能性があるのかに関して、何も決定を求められなかった。

審議会は、大半の IFRS 基準を IFRS for SMEs 基準の対応するセクションと比較した後に初めて本プロジェクトの範囲を検討することを決定した。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 今後のステップ

2019 年 12 月の会議で、審議会は、オーストラリア会計基準審議会（AASB）から、開示要求の削減に関する AASB のプロジェクトについての報告書を受け取る。

## 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は 2019 年 11 月 19 日に会合し、審議会が IAS 第 19 号「従業員給付」及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」に関して暫定的に決定した開示目的を満たすために使用し得る情報の項目について議論した。

### 用語使用についての考慮事項（アジェンダ・ペーパー11A）

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. ある情報項目が具体的な開示目的を満たすために常に不可欠である場合には、規範的な「しなければならない（shall）」という文言を使用する。
- b. それ以外の情報項目を導入するには、「強制ではないが、以下のことで企業がこの目的を満たすことが可能となる場合がある」という規範性のより低い文言を使用する。

14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。

### IAS 第 19 号の開示情報項目（アジェンダ・ペーパー11B）

審議会は以前に、企業に準拠を求めることとなる IAS 第 19 号に関する詳細かつ具体的な開示要求について議論した（2019 年 7 月の IASB Update 参照）。

具体的な開示目的	企業が具体的な開示目的を満たすための情報項目に関しての審議会の暫定的な決定
企業は、財務業績の計算書、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書において、報告期間中に確定給付制度から生じた金額及び当該金額の構成要素を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。	企業は次の事項を開示しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 純損益の中の収益又は費用の合計の内訳。構成要素（当期勤務費用、過去勤務費用、清算損益及び確定給付負債の純額に係る利息純額を含む）を識別する。</li><li>2. その他の包括利益の中の収益又は費用の合計の内訳。構成要素（数理計算上の差異及び制度資産に係る収益を含む）を識別する。</li><li>3. 財政状態計算書における資産又は負債の内訳。構成要素（制度資産の公正価値、確定給付制度債務の現在価値及び資産上限額の影響を含む）を識別する。</li></ol>

	<p>4. 当該制度から生じた繰延税金資産又は繰延税金負債</p> <p>5. キャッシュ・フロー計算書における金額の内訳。構成要素（当期中の雇用主から制度への拠出を含む）を識別する。</p> <p>14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。</p>
<p>企業は、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p> <p>a. 確定給付制度によって提供される給付の性質</p> <p>b. 当該制度によって企業が晒されているリスク（特に投資リスク）の性質及び程度</p> <p>c. 企業が当該制度及び関連するリスクを管理するために整備している戦略</p>	<p>強制ではないが、以下の情報項目で企業がこの目的を満たすことが可能となる場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該制度によって提供される給付の性質の記述</li> <li>2. 当該制度の位置付け（制度が新規加入者に対して開放的か閉鎖的か、制度が全額積立か一部積立か積立なしかなど）</li> <li>3. 当該制度がどのように管理運営されているのかの記述（制度がどのように機能するのかに影響を与える規制上の枠組みを含む）</li> <li>4. 制度固有の投資リスクの記述（リスクの著しい集中を含む）。例えば、制度資産が主として1つのクラスの投資に投資されている場合には、そのような集中によって企業が晒されているリスクの説明。</li> <li>5. 企業又は制度の受託者若しくは管理者が項目4のリスクを管理するために使用している方針及びプロセスの記述</li> <li>6. 当該制度についての投資戦略の記述</li> <li>7. 制度資産の公正価値の資産クラス別の内訳（当該資産のリスク及び特性によって区分）</li> <li>8. 制度資産に係る期待収益</li> </ol> <p>14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。</p> <p>企業が複数事業主及びグループの確定給付制度についてこの目的のすべての部分を満たすことを可能にする可能性のある追加的な情報項目には、次のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の参加企業との比較における企業の当該制度への参加のレベル</li> <li>2. 企業が当該制度に支払うべき拠出を決定するための明示された方針の記述</li> <li>3. 企業が当該制度の規約及び条件に基づいて他の企業の債務について当該制度に対して責任を負う可能性のある範囲の記述</li> </ol>

	<p>14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。</p>
<p>企業は、確定給付制度債務から生じる期待将来キャッシュ・フロー及び当該キャッシュ・フローの性質を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p>	<p>審議会は、この具体的な開示目的を満たすための情報項目についての追加的な分析を今後のボード会議に提出するようスタッフに指示した。</p>
<p>企業は、新規の加入者に対して閉鎖的であって企業が依然として義務を有している制度の加入者に対して支払が引き続き行われるであろう期間を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p>	<p>強制ではないが、以下の情報項目で企業がこの目的を満たすことが可能となる場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 確定給付制度債務の加重平均存続期間</li> <li>2. 制度によって支払われる給付の支払が見込まれる年数</li> </ol> <p>14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。</p>
<p>企業は、確定給付制度債務を算定する際に用いた重要な仮定を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p>	<p>強制ではないが、以下の情報項目で企業がこの目的を満たすことが可能となる場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用した人口統計上及び財務上の仮定</li> <li>2. 使用した仮定を決定するにあたって採用したアプローチ（消費者物価指数をどのように評価したのかや、寿命の仮定を決定するためのモデルなど）</li> <li>3. 数理計算上の仮定が当期中に大きく変更された理由</li> <li>4. 報告日現在で合理的に考え得る代替的な数理計算上の仮定で、確定給付制度債務を大きく変化させる可能性があったもの</li> <li>5. 確定給付制度債務の測定に伴う測定の不確実性のレベルの記述</li> </ol> <p>14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。</p>
<p>企業は、報告期間の期首から期末までの確定給付負債又は資産の純額の変動の発生要因を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p>	<p>強制ではないが、以下のことで企業がこの目的を満たすことが可能となる場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 変動の発生要因の記述的な説明（下記参照）、又は</li> <li>2. 変動の発生要因の表形式による調整表（下記参照）</li> </ol> <p>14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。</p> <p><b>変動の発生要因の例には次のものがあるが、これらには限らない。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 当期勤務費用及び過去勤務費用</li> <li>b. 雇用主による拠出</li> <li>c. 従業員による拠出</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>d. 制度加入者に支払われた給付</li> <li>e. 外国為替レート差額の影響</li> <li>f. 制度資産に係る収益</li> <li>g. 仮定の変更による数理計算上の差異</li> <li>h. 実績調整による保険数理差損益</li> <li>i. 企業買収、企業結合及び処分の影響</li> </ul>
--	--

### IFRS 第 13 号の開示情報項目（アジェンダ・ペーパー11C）

審議会は以前に、企業に準拠を求めることとなる IFRS 第 13 号に関する詳細かつ具体的な開示要求について議論した（2019 年 9 月の IASB Update 参照）。

財政状態計算書において公正価値で測定する資産、負債及び自己の資本性金融商品について

具体的な開示目的	企業が具体的な開示目的を満たすための情報項目に関しての審議会の暫定的な決定
<p>企業は、公正価値ヒエラルキーの各レベルに含まれる資産、負債及び企業自身の資本性金融商品のクラスの金額、性質及び他の特徴を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p>	<p>1. 企業は、経常的な測定及び非経常的な測定についての報告期間の末日現在の公正価値測定を、当該測定全体が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル別に開示しなければならない。</p> <p>2. 強制ではないが、以下のことで経常的な公正価値測定及び非経常的な公正価値測定についての目的を企業が満たすことが可能となる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 公正価値ヒエラルキーの各レベルにおける資産、負債及び自己の資本性金融商品の性質、特徴及びリスクの記述（又は当該情報が開示されている場所への相互参照）</li> <li>b. 分離不可能な第三者の信用補完の記述及びそうした補完が公正価値測定に反映されているかどうか</li> </ul> <p>14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成し、1 名が反対した。</p> <p>審議会はまた、IFRS 第 13 号の第 94 項の開示要求に含まれている情報をこの目的と関連付けることも暫定的に決定した。</p> <p>14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。</p>
<p>企業は、公正価値測定を算出する際に用いた重要な技法及びインプットを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p>	<p>1. 企業は、金融資産及び金融負債について IFRS 第 13 号の第 48 項における評価の例外措置を使用するという会計方針の決定を行う場合は、その旨を開示しなければならない。</p>

	<p>2. 強制ではないが、以下のことで経常的な公正価値測定及び非経常的な公正価値測定についての目的を企業が満たすことが可能となる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 公正価値測定において用いた重要な評価技法の記述</li> <li>b. 評価技法の変更の旨及び変更を行った理由の記述</li> <li>c. 公正価値測定において用いた重要なインプットの記述（例えば、定量的な情報又は記述的な情報）</li> <li>d. 非金融資産の最有効使用が現在の用途と異なっている旨及びその理由の記述</li> </ul> <p>14名の審議会メンバーのうち12名がこれらの決定に賛成し、2名が反対した。</p>
<p>企業は、報告期間の期首から期末までの公正価値測定の変動の発生要因を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p>	<p>強制ではないが、下記により、経常的な公正価値測定についての目的を企業が満たすことが可能となる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 当期中の変動の重大な発生要因に関する情報（下記参照）、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 記述的な説明</li> <li>b. 表形式による調整表</li> </ul> <p>14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。</p> </li> <li>2. 当期中の公正価値ヒエラルキーのレベル間での振替の理由及びどのような場合に振替が生じたとみなされるのかを決定するための企業の方針。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。</li> </ul> <p><b>変動の発生要因の例には次のものがあるが、これらには限らない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 公正価値ヒエラルキーのレベル間での振替の金額</li> <li>b. 純損益に認識した当期の利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されている純損益の中の表示科目</li> <li>c. 純損益に含まれている上記(b)の当期の利得又は損失の合計のうち、未実現損益の変動に起因するもの、及びそれらの未実現損益が認識されている純損益の中の表示科目</li> <li>d. その他の包括利益に認識した当期の利得又は損失の合計額、及び当該利得又は損</li> </ul>

	<p>失が認識されている純損益の中の表示科目</p> <p>e. 購入、売却、発行及び決済額</p> <p>f. 外国為替レート差額の影響</p> <p>審議会はまた、IFRS 第 13 号第 95 項の開示要求に含まれている情報をこの目的と関連付けることも暫定的に決定した。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。</p>
<p>企業は、公正価値で測定する資産、負債及び企業自身の資本性金融商品についての報告日現在の合理的に考え得る公正価値を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p>	<p>強制ではないが、以下のことで経常的な公正価値測定についての目的を企業が満たすことが可能となる場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重要なインプットが報告日において合理的に相違している可能性があり、著しく高いか又は低い公正価値測定となっていた可能性がある場合には、その使用によって生じた不確実性の記述</li> <li>2. 報告日において合理的に考え得る代替的なインプットを使用した、より高いか又はより低い公正価値測定を反映した考え得る公正価値の範囲</li> <li>3. 公正価値測定に使用されたインプット間の相互関係と、それらが、インプットの変動が公正価値測定に与える影響をどのように増幅又は軽減するのかの記述</li> <li>4. 合理的に考え得る代替的なインプットを反映するための変更の影響をどのように計算したのか</li> </ol> <p>14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。</p>

審議会はスタッフに、公正価値測定が財務業績の計算書に与える影響の理解に関して、別個の開示目的及び情報項目を IFRS 第 13 号に含めるべきかどうかについての分析を今後のボード会議に提出するよう指示した。

さらに、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 13 号の第 92 項の要求事項で捕捉される情報を、ハイレベルの包括的な開示目的の一部として維持する。14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。1 名は欠席した。
- b. IFRS 第 13 号の第 93 項(g)の開示要求を削除する。14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。
- c. IFRS 第 13 号の第 99 項の開示要求で捕捉される情報を維持する。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

## 公正価値で測定されていないが公正価値を開示する資産及び負債について

具体的な開示目的	企業が具体的な開示目的を満たすための情報項目に関する審議会の暫定的な決定
企業は、公正価値ヒエラルキーの各レベルに含まれる資産及び負債のクラスの金額、性質及び他の特徴を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。	1. 企業は、報告期間の末日現在の公正価値測定を、当該測定の全体が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル別に開示しなければならない。  2. 強制ではないが、資産、負債及び自己の資本性金融商品の性質、特徴及びリスクの記述（又は当該情報が開示されている場所への相互参照）により、企業が当該目的を満たすことが可能となる場合がある。  14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 今後のステップ

今後の会議で、審議会は次のことを行う。

- a. 確定給付制度債務から生じる期待将来キャッシュ・フロー及び当該キャッシュ・フローの性質の理解に関して具体的な開示目的を満たすための情報項目について、さらに議論する。
- b. 公正価値測定が財務業績の計算書に与える影響の理解に関して、別個の開示目的及び情報項目をIFRS第13号に含めるべきかどうかを検討する。
- c. IAS第19号の開示に関する審議会の暫定的な決定と、当該基準における開示要求との比較について議論する。
- d. 的を絞った基準レベルの開示のレビューを通じて学んだ教訓と、その結果としての、将来における開示目的及び開示要求の開発及び文案作成のための審議会のガイダンス案の潜在的な修正について議論する。

## 「概念フレームワーク」への参照（IFRS第3号の修正）（アジェンダ・ペーパー10）

審議会は、2019年11月20日に会合し、公開草案「『概念フレームワーク』への参照」に対するフィードバックの要約について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

### 今後のステップ

今後のボード会議で、審議会は、公開草案の提案の諸側面をコメント提出者が提起した事項を踏まえて再審議する。

## 経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

審議会は、2019年11月20日に会合し、改訂後のIFRS実務記述書第1号「経営者による説明」（実務記述書）が、企業の事業モデルとは何であるのかをどのように説明すべきかについて議論した。

### 企業の事業モデルとは何か（アジェンダ・ペーパー15A）



審議会は、実務記述書は、「事業モデル」を説明するにあたり、次のことに言及すべきであると暫定的に決定した。

- a. 企業が自らのために創出する価値。実務記述書は、企業のために創出された価値という概念が、企業がキャッシュ・フローを生み出す能力に関連していることも明確にすべきである。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- b. 企業の事業モデルと企業の明示された目的（purpose）との間の関連付け。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。
- c. 事業モデルの諸要素 — すなわち、インプット、プロセス及びアウトプット。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。
- d. 事業モデルは事実の問題であり、企業の行動を通じて観察可能であること。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会はまた、実務記述書は企業の経営者に対して、企業の事業モデルの運営の影響が、企業が将来においてキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性がある場合には、間接的なより幅広いそれらの帰結又は影響について議論することを要求すべきであると暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

#### 今後のステップ

審議会は、企業の事業モデルを経営者による説明において記述することの目的と、経営者による説明に含めるべき企業の事業モデルに関する情報の種類に関する考え得るガイダンスについて議論する。

## IFRS 第17号の修正（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は2019年11月20日に会合し、公開草案「IFRS 第17号の修正」に対するフィードバックについて議論するとともに、公開草案に対してコメント提出者から提起された事項のいくつかの再審議の計画を決定した。

#### コメントレターの要約（アジェンダ・ペーパー2A-2C）

審議会は、公開草案に対するコメントレターの要約を受け取ったが、何も決定は求められなかった。

#### 再審議の計画（アジェンダ・ペーパー2D）

審議会は、今後の会議で下記のトピックについての修正案を実質的な再審議をせずに確認することを暫定的に決定した。

- a. 融資についての範囲除外
- b. 投資サービスに帰属する契約上のサービス・マージン — 直接連動有配当保険契約についてのカバー単位
- c. 財政状態計算書における表示 — グループ・レベルではなくポートフォリオ・レベル
- d. リスク軽減オプションの適用可能性 — 保有している再保険契約
- e. 企業結合についての経過的な救済措置
- f. リスク軽減オプションについての経過的な救済措置 — 移行日からの適用及び公正価値アプローチを適用する選択肢

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会はまた、下記のトピックに対するフィードバックをさらに検討することも暫定的に決定した。

- a. クレジットカードについての範囲除外の提案
- b. 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収についての修正案

- c. 投資サービスに帰属する契約上のサービス・マージンについての修正案 — 直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位、開示及び用語法
- d. 保有している再保険契約についての修正案 — 損失の回収
- e. リスク軽減オプションの適用可能性 — 純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品
- f. IFRS 第 17 号の発効日の提案
- g. IFRS 第 4 号「保険契約」における IFRS 第 9 号「金融商品」の一時的免除の延長の提案
- h. 経過措置 — リスク軽減オプションの遡及適用の禁止
- i. 軽微な修正の提案
- j. 集約レベル — 一部の特定の保険契約についての年次コホート
- k. 企業結合 — 決済期間において取得した契約
- l. 期中財務諸表
- m. 追加の具体的な経過的な修正及び救済措置

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会はまた、下記のトピックについてのフィードバックはこれ以上の検討をしないことも暫定的に決定した。

- a. 財政状態計算書における表示 — 未収保険料及び未払保険金
- b. 直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのリスク軽減オプション
- c. 発効日 — IFRS 第 17 号の適用開始時の比較情報
- d. 集約レベル — 一部の特定の契約以外のすべての保険契約についての年次コホート
- e. 保有している再保険契約の境界線内にあるキャッシュ・フロー
- f. 割引率及び非金融リスクに係るリスク調整の決定における主観性
- g. 企業の連結グループにおける非金融リスクに係るリスク調整
- h. 契約上のサービス・マージンの修正を決定するために使用する割引率
- i. 保険金融収益又は費用についてのその他の包括利益オプション
- j. 企業結合 — 取得した契約の分類
- k. 変動手数料アプローチの範囲 — 保有している再保険契約及び発行した再保険契約
- l. 保険契約を発行する相互会社
- m. 経過措置 — 修正遡及アプローチにおける全般的な選択制及び柔軟性
- n. 経過措置 — 完全遡及アプローチにおける救済措置

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

#### 今後のステップ

今後の会議で、審議会は、公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に対してコメント提出者が提起した事項のいくつかを再審議する。

## 適用に関する事項（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は 2019 年 11 月 20 日に会合し、適用に関する事項について議論した。

### 交換可能性の欠如（IAS 第 21 号）（アジェンダ・ペーパー12A-12D）

審議会は、2つの通貨の間の交換可能性が欠如している場合に企業が使用する直物為替レートについて、狭い範囲の基準設定を行うという IFRS 解釈指針委員会（委員会）からの提言について議論した。

審議会は委員会の提言に同意し、この事項について狭い範囲の基準設定を行うことを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、IAS 第 21 号をこの点に関してどのように修正するかに関しての委員会の提言についても議論した。特に、審議会は次のことを行う方法についての委員会の分析及び提言について議論した。

- a. 交換可能性（したがって、交換可能性の欠如）の定義
- b. 交換可能性が欠如している場合の直物為替レートの決定

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

審議会は今後の会議で議論を継続する。

#### IFRS 基準の年次改善 2018-2020（アジェンダ・ペーパー12E-12I）

審議会は公開草案「IFRS 基準の年次改善 2018-2020」に対するフィードバックについて議論した。

#### 初度適用企業としての子会社（IFRS 第 1 号の修正）（アジェンダ・ペーパー12F）

審議会は、IFRS 第 1 号の D16 項(a)の適用を選択する子会社に対して、親会社が報告した金額を使用して、すべての在外営業活動体についての換算差額累計額（CTD）を測定することを認めるように、IFRS 第 1 号を修正することを暫定的に決定した。この測定は、親会社の IFRS 移行日に基づく。この修正は、IFRS 第 1 号の D16 項(a)の適用を選択する関連会社及び共同支配企業にも適用される。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 金融負債の認識の中止に関する「10%」テストにおける手数料（IFRS 第 9 号の修正）（アジェンダ・ペーパー12G）

公開草案は次のことを提案していた。

- a. IFRS 第 9 号「金融商品」の B3.3.6 項における金融負債の認識の中止についての「10%テスト」において、「手数料」とは借手と貸手との間で支払又は受取りが行われる手数料（借手又は貸手のいずれかが他方に代わって支払うか又は受け取る手数料を含む）のみを指す旨を明確化する。
- b. 企業がこの修正を最初に適用する日以後に条件変更又は交換が行われる金融負債に当該修正を適用することを企業に要求する。

審議会は、IFRS 第 9 号の修正案を変更なしに最終確定することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### リース・インセンティブ（IFRS 第 16 号に付属する設例の修正）（アジェンダ・ペーパー12H）

公開草案は、IFRS 第 16 号に付属する設例 13 を、賃借設備改良の補償の例示を削除することによって修正することを提案していた。

審議会は、IFRS 第 16 号に付属する設例の修正案を変更なしに最終確定することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

#### 公正価値測定における課税（IAS 第 41 号の修正）（アジェンダ・ペーパー12I）

公開草案は次のことを提案していた。

- a. 企業が生物資産の公正価値を測定する際に課税に係るキャッシュ・フローを除外するという IAS 第 41 号「農業」の第 22 項の要求を削除する。

b. 企業がこの修正を最初に適用する日以後の公正価値測定に当該修正を適用することを要求する。

審議会は、IAS 第 41 号の修正案を変更なしに最終確定することを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

審議会は、このプロジェクトに関する発効日及びデュー・プロセスの手順について今後の会議で検討する。

#### 暗号資産（アジェンダ・ペーパー12J）

審議会は、審議会が前回このトピックを 2018 年 11 月に議論して以降に暗号資産に関して実施されたモニタリングについてのアップデートを受け取った。

審議会は何も決定を求められなかった。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675